

中国税務速報

2024年4月16日

1. 「国弁発「2024」9号」 国務院弁公庁による 『ハイレベルな対外開放を着実に推進し、外資の誘致・活用に関する行動計画』の公布に関する通知

3月19日、国務院弁公庁は、『ハイレベルな対外開放を着実に推進し、外資の誘致・活用に関する行動計画』を公布し、政策上の優遇を強化することで外国からの投資魅力を高め、ビジネス環境を最適化し、また協力を促進して国内規制を改善し、国際ルールに整合させることを求めている。主な内容は以下のとおりである。

1、外商投資企業が中国において、企業に再投資するプロジェクトで、外商投資奨励産業カタログ等の条件を満たすときは、規定に基づき、輸入する自家用設備に対する輸入関税の免除政策を享受することができる。

2、中国の債権市場やその他の金融市場に投資する外国人投資家に対する優遇税制を実施し、外商投資奨励産業カタログと外資プロジェクトリストを拡大する。

3、外商投資奨励産業カタログと外資プロジェクトリストを拡大する。全国の外商投資奨励産業カタログでは、先端製造業、ハイテク、省エネ・環境保護などの分野への支援を拡大し、また、中西部地域における外商投資に有利な産業カタログでは、基礎製造業、応用技術等分野への支援を強化する。

4、集積回路、バイオ医薬、ハイエンド設備などの分野における外国投資プロジェクトを積極的に支援し、主要な外国投資プロジェクトに組み入れ、相応の支援政策を享受できるようにする。

https://www.gov.cn/zhengce/content/202403/content_6940154.htm

2. 「法解釈「2024」4号」 徴税管理を危うくする刑事事件の処理における法律の適用に関する最高人民法院、最高人民検察院の解釈

3月18日、最高人民法院（日本の最高裁に相当）、最高人民検察院（日本の最高検察庁に相当）、公安部、国家税務総局は共同記者会見を行い、「徴税管理を危うくする刑事事件の処理における「両高」（最高人民法院、最高人民検察院を指す）の法律適用上の若干の問題に関する解釈」（以下、『解釈』という）を公布した。

1、『解釈』は22条からなり、徴税管理を危うくする14の犯罪に対する有罪量刑基準を定め、偽造、違法販売、購入、発票（インボイス）の虚偽発行など発票関連犯罪に関する有罪量刑基準を明確化した。また、税務関連犯罪に関する既存の3つの司法解釈で規定された犯罪への有罪量刑基準を適切に調整する。

2、「陰陽契約」の締結を脱税の手口の一つとして明確に規制し、「虚偽輸出申告」の8つの形式を列挙し、税金滞納、欠損金取り戻しに対する寛大な処分政策を明確にした。

3、法人による徴税管理を危うくする犯罪の有罪量刑基準を、個人による犯罪に基づいて適用することを明確にし、税務犯罪行為と刑罰の連携メカニズムを強化し、徴税管理を危険にさらす犯罪への認定規定を明確にした。

<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5221269/content.html>

3. 科学技術・イノベーションを支援するための中国における主な税制優遇措置のガイドライン

3月12日、財政部はウェブサイトで『科学技術・イノベーションを支援するための中国における主な税制優遇措置のガイドライン』（以下、「ガイドライン」という）を公布した。

1、『ガイドライン』では、科学技術・イノベーションのプロセスに基づき、ベンチャーキャピタル投資、研究開発、業績変革、基幹産業育成、産業チェーン全体の面で政策を分類し、各優遇措置の種類、関連する税目、優遇内容、享受対象、申請条件、申請時期、申請方法、申請のために必要な資料、政策根拠等についても詳しく説明されている。

2、主な優遇政策としては、新興テクノロジー企業に投資するベンチャーキャピタル企業は、その投資額の70%を課税所得額から控除でき、また同じく、新興テクノロジー企業に投資する有限責任ベンチャーキャピタルの個人パートナーはその投資額の70%を課税所得額から控除できる。また、企業の従業員教育経費に対する税引前控除割合を2.5%から8%に引き上げ、さらに、広東香港マカオ大湾区（特別行政区である香港及びマカオ並びに広州、深圳、珠海、仏山、中山、東莞、惠州、江門、肇慶の広東省の9市）において不足するハイエンド人材の個人所得税に対する優遇政策等としている。

https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202403/content_6941145.htm